

大和市告示第50号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、次のとおり下記の区域を対象とする特定計量器の定期検査を実施する。

令和元年7月29日

大和市長 大 木 哲

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 検査区域       | 大和市つきみ野一丁目から八丁目まで、中央林間一丁目から九丁目まで、中央林間西一丁目から七丁目まで、下鶴間、下鶴間一丁目及び二丁目、林間一丁目及び二丁目、南林間一丁目から九丁目まで、鶴間一丁目及び二丁目、西鶴間一丁目から八丁目まで、深見東一丁目から三丁目まで並びに深見西一丁目から八丁目までの区域 |
| 2 検査期日       | 令和元年10月7日から令和2年3月31日まで  |
| 3 検査場所       | 計量器の所在場所  |
| 4 対象となる特定計量器 | 非自動はかり、分銅及びおもり  |
| 5 指定定期検査機関   | 公益社団法人神奈川県計量協会  |